

政令第 号

公営住宅法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項、第二十三条第一号、第二十五条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第四項並びに第二十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号ホを削り、同号二中「イ」を「ロ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 入居者又は同居者に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下このイにおいて「給与所得等」という。）を有する者がある場合合には、その給与所得等を有する者一人につき十万円（その者の給与所得等の金額の合計額が十万円未満である場合には、当該合計額）

第一条第三号に次のように加える。

へ 入居者又は同居者に所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦一人につき二十七万円（その者の所得金額からイの規定により控除する金額を控除した残額が二十七万円未満である場合には、当該残額）

ト 入居者又は同居者に所得税法第二条第一項第三十一号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親一人につき三十五万円（その者の所得金額からイの規定により控除する金額を控除した残額が三十五万円未満である場合には、当該残額）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の公営住宅法施行令（次項において「新令」という。）第一条第三号の規定は、令和三年七月一日以後に行われる公営住宅法第十六条第一項若しくは第四項、第二十八条第一項、第二項若しくは第四項又は第二十九条第一項の規定に規定する収入の計算（以下この項において「収入の計算」

という。)について適用し、同日前に行われる収入の計算については、なお従前の例による。

3 前項に定めるもののほか、新令第一条第三号の規定は、令和三年七月一日以後に開始される公営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者及び公営住宅法第二十二条第一項に規定する事由がある場合において同日以後に公営住宅の入居の申込みをした者に係る同法第二十三条第一号又は公営住宅法施行令第七条第五号に規定する収入の計算（以下この項において「収入の計算」という。）について適用し、同日前に開始される公営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者及び同法第二十二条第一項に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅の入居の申込みをした者に係る収入の計算については、なお従前の例による。

理由

所得税法における寡婦控除の見直し等に伴い、公営住宅の家賃の決定の基礎等となる収入の計算について、ひとり親に係る控除を定める等の必要があるからである。